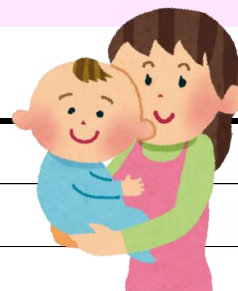


美浜町在宅育児応援手当について

第2子以降の0～2歳児を在宅で育児する世帯を対象に手当を支給します。

令和6年9月分から、所得制限が撤廃されました。



1. 対象者

対象児童	☐ ① 美浜町に住民登録があること
	☐ ② 世帯において第2子以降であること
	☐ ③ 生後8週間を超え、満3歳に満たないこと
	☐ ④ 子が認可保育園・認定こども園・幼稚園のいずれにも在園していないこと
対象保護者	☐ ⑤ 美浜町に住民登録があり、対象児童と住居もしくは生計を共にしていること。
	☐ ⑥ 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと(配偶者含む) ※一度育児休業給付金を受給していても、対象となる期間に受給していなければ、手当での対象となります。
	☐ ⑦ 生活保護を受けていないこと
	☐ ⑧ 暴力団員や公序良俗に反するものなど町長が不適切と認めたものでないこと(配偶者含む)

①～⑧すべてに当てはまる場合のみ、対象となります。
支給を受けるには申請が必要です。裏面をご確認ください。

2. 支給額 対象となる児童1人あたり **月額1万円**

3. 支給期間 支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで
※支給対象となった日が月の初日の場合は、支給対象となった日の属する月から
※支給すべき事由が消滅した日が月の初日の場合は、消滅した日の属する月の前月まで

4. 支給月 **2月・6月・10月** (4か月に一度、4か月分を指定の口座に振り込みます。)
※それぞれ前々月までの4か月分を一括で支給します。
※支払日に関しては、支給対象者に別途通知いたします。

5. 手当の支給の流れ

《申請者》

申請書の提出

※申請書及び申請に必要な書類を提出してください。提出がない場合、手当の支給はできません。

※支給対象となった日の属する月の末日までにご提出ください。
(支給対象となった日が月の初日の場合は、その月の前月末日までにご提出ください。)

(例)・生後8週間を超えて(出生日の翌日から数えて57日目)、支給対象となった日が10月15日の場合⇒10月31日までに提出
・育児休業給付金の受給期間が11月30日で終わり、支給対象となった日が12月1日の場合⇒11月30日までに提出

【申請に必要な書類】

◎全員必須

- ☐ 申請書及び審査・支払等に係る同意書(様式第1号)
- ☐ 認めの印鑑(スタンプ印は不可)
- ☐ 育児休業給付金受給申請状況証明書(配偶者を含め2枚)(様式第2号)
- ☐ 振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人等が記載されている部分)

+

◎1月1日時点で美浜町に住民登録がない場合

- ☐ 課税証明書など、1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行した市町村民税の所得割額が記載された証明書(世帯分)(支給期間が4～8月の場合は前年度、9～3月の場合は当該年度)

※美浜町の住民基本台帳で申請者と対象児童の続柄を確認できない場合は、戸籍謄本などの提出をお願いすることがあります。

※様式は、ホームページでダウンロードできます。



【申請受付窓口】 美浜町役場 1階 こども未来課

※郵送の受付も可能ですが、書類に不備や不足があれば、再度または追加の提出が必要となります。

《美浜町》 審査・支給の決定

※不支給となった場合、手当の支給はありません。

《美浜町》 手当支給

※4か月に一度、4か月分を指定の口座に振り込みます。

※本給付金は、雑所得として課税対象となる可能性があります。

※支給決定後、年度をまたいで引き続き受給をする場合は、年度ごとに申請が必要となります。

※このほか、支給決定後も引き続き支給要件を満たすかどうか、町が定期的に確認します。

支給要件を満たさなくなった場合は、支給期間であっても支給決定を取り消します。また、支給決定の取消に伴い、返還金を求めることがあります。

6. お問い合わせ先

〒919-1192 美浜町郷市25-25

美浜町役場 1階 こども未来課(☎0770-32-6713)